

返戻金について

当社よりご紹介した求職者が、入社後に求職者本人の事由により退職した場合、紹介先（求人者）の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は成功報酬に対しての返戻金制度を設けており期間に応じて返戻いたします。

但し、紹介先（求人者）の一方的な解雇、求職者に対する処遇及び労働条件が、採用決定時の労働条件と著しく異なることに起因する退職はこの限りではありません。

返戻率

退職時期(土日祝含む)	返戻率
入職日から 15 日以内	成功報酬の 90%
入職日から 30 日以内	成功報酬の 50%
入職日から 60 日以内	成功報酬の 30%
入職日から 90 日以内	成功報酬の 10%

◆返戻金については、その事由発生的事实を当社に書面で申し入れ、当社がその申し出を受領した月の翌月末に返金いたします。

◆海外人材を紹介した場合、在留資格交付申請費用、ガイダンス費用、渡航費、その他費用は成功報酬（紹介料）には含まれません。

◆海外人材の紹介で、海外人材（就労者）が失踪した場合は、管轄の察署に失踪届が受理された日を退職日とします。

※採用決定者の退職等に伴う、手数料返還について

当社紹介の採用決定者（以下、「甲」という。）が、入職時以降 60 日以内に雇用先様（以下、「乙」という。）との雇用契約を終了し退職した場合、当社が受領済の紹介手数料を下記、(1) (2) (3) の通りに返致します。但し、乙の責任による解雇、乙に起因する退職、天災事変等の不測の事態、その甲の免费が相当と推測される事由による場合、またはパート等を含む短期雇用契約に基づく場合は、当社が受領した手数料は変換致しません。

- (1) 入職の日から 15 日経過未満で雇用契約を終了した場合= 90% 返金
- (2) 入職の日から 30 日経過未満で雇用契約を終了した場合= 50% 返金
- (3) 入職の日から 60 日経過未満で雇用契約を終了した場合= 30% 返金
- (3) 入職の日から 90 日経過未満で雇用契約を終了した場合= 10% 返金

求人者と当社間で契約を締結する際に、上記の様な内容の条文を記載、但し、職種、雇用条件等で、上記 (1) (2) (3) の内容は一部変更する場合があります、個々の依頼内容により、適宜変更することがあります。